

# 水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務細則

制 定 令和元年5月15日  
特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領（以下「業務要領」という。）及び水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、水産業成長産業化沿岸地域創出事業を実施するため、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務細則（以下「業務細則」という。）を定める。

## 1. 用語の定義

業務細則において使用する用語は、運用通知の第3の2－8において使用する用語の例による。

## 2. 事業実施者

(1) 成長産業化審査会は、事業実施初年度に限り、自らの概要等がわかる次の資料を助成金交付申請書を提出する際に12に定める添付書類とともに、水漁機構に提出するものとする。

①既存の法人等で行う場合、理事会等で決定した議事録・組織概要・定款・役員名簿・過去3年間の財務諸表等の各写

②新たに設立された組織で行う場合、組織概要・定款・役員名簿・財務諸表・法務局の履歴事項全部証明書等の各写

③過去5年間に国の補助金を受けたことがある場合は、その事業名及び実施概要

(2) 地域委員会は、事業実施初年度に限り、自らの概要等がわかる次の資料を助成金交付申請書を提出する際に12に定める添付書類とともに、水漁機構に提出するものとする。

①既存の法人等で行う場合、理事会等で決定した議事録・組織概要・定款・役員名簿・過去3年間の財務諸表等の各写

②新たに設立された組織で行う場合、組織概要・定款・役員名簿・財務諸表・法務局の履歴事項全部証明書等の各写

- ③過去5年間に国の補助金を受けたことがある場合は、その事業名及び実施概要
- (3) リース事業者は、事業実施初年度に限り、自らの概要等がわかる次の資料を助成金交付申請書を提出する際に12に定める添付書類とともに、水漁機構に提出するものとする。
- ①既存の漁連等で行う場合、理事会等で決定した議事録・組織概要・定款・役員名簿・過去3年間の財務諸表等の各写
- ②既存のリース法人で行う場合、組織概要・定款・役員名簿・過去3年間の財務諸表等の各写し
- ③新たに設立された組織で行う場合、組織概要・定款・役員名簿・財務諸表・法務局の履歴事項全部証明書等の各写
- ④過去5年間に国の補助金を受けたことがある場合は、その事業名及び実施概要
- ⑤本事業を活用する借受者の名簿
- (4) 事業実施者が任意団体の場合は、上記に定める書類に準ずる書類を提出するものとする。

### 3. 地域計画の策定・承認申請、漁船・漁具等の価格の妥当性審査

地域委員会が運用通知の第3の2-8の(3)のbに基づき策定する地域水産業成長産業化計画(以下「地域計画」という。)は別紙参考様式第1号を基本とし、地域の状況に応じ適宜内容を追加して策定し、成長産業化審査会に承認申請を行うものとする。

また、リース事業者は地域計画の承認申請に併せて、別紙参考様式第2号を基本とし、地域の状況に応じ適宜内容を追加して作成された書類を提出し、漁船・漁具等(以下「リース漁船等」という。)の価格の妥当性を審査願うものとする。成長産業化審査会は申請のあった価格が妥当なものと認めるときはその旨通知するものとする。

### 4. 貸付契約

リース事業者と借受者は貸付契約を締結するものとする。契約の内容は一般的にリース標準契約書が具備すべきとされる内容及び運用通知の第3の2-8の(11)(貸付契約)の規定をもとに作成するものとし、以下の9項目全28条から構成することを基本とする。なお、リース事業者と借受者との協議の下、必要な条項を適宜加減することができる。

リース標準契約書の構成は、次のとおり。

- (1) リース契約の趣旨  
第1条(リース契約の趣旨)
- (2) 物件の引き渡し・使用  
第2条(物件の引渡)、第3条(物件の使用・保存)
- (3) リース期間

- 第4条（リース期間）
- (4) リース料
  - 第5条（リース料）、第6条（前払リース料）
- (5) 借受者の義務
  - 第7条（物件の所有権標識）、第8条（物件の所有権侵害の禁止等）、第9条（物件の点検等）、第10条（営業状況の報告）、
  - 第11条（通知事項）、第12条（費用負担等）、第13条（相殺禁止）
- (6) リース事業者の免責事項・権利
  - 第14条（物件の保険）、第15条（物件の庇護等）、第16条（物件使用に起因する損害）、第17条（物件の損失・毀損）、第18条（権利の移転等）
- (7) 契約違反
  - 第19条（契約違反・期限の失効）、第20条（遅延損害金）
- (8) 再リース・返還
  - 第21条（再リース）、第22条（物件の返還・精算）
- (9) その他事項
  - 第23条（連帯保証人）、第24条（弁済の充当）、第25条（特約）
  - 第26条（合意管轄）、第27条（通知の効力）、第28条（公正証書）

## 5. 貸付契約の方式

リース事業を円滑に運営するため、状況に応じて、次のいずれかを活用することができる。

- (1) 直接リース方式では、リース事業者と借受者との間で貸付契約を締結する。
- (2) 間接リース方式では、リース事業者と借受団体との間で貸付契約を締結し、また、借受団体と借受者との間で再貸付契約を締結する。

## 6. 貸付契約の期間

上記の契約方式に基づく貸付契約又は再貸付契約の契約期間は運用通知第3の2-8の(11)のaに定める貸付期間とする。

## 7. 貸付対象漁船・漁具等の処分等

- (1) リース事業者は、交付等要綱第33（間接補助金交付の際付すべき条件）の規定に基づき、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない、このため、事前にリース漁船等の処分について水漁機構と協議するものとする。

協議の対象となる処分の内容は、リース漁船等の処分制限期間中において、当該リース漁船等を事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合とする。

なお、処分における主な承認要件等は、別紙1のとおりです。

協議にあたり、リース事業者は、別紙様式第1号の1により作成された書類を水漁機構に提出するものとする。

また、処分制限期間を経過した場合であっても、成長産業化審査会の承認を受けた地域計画（事業計画書）の事業計画期間内である場合は、リース事業者は、別紙様式第1号の2により作成された書類を水漁機構に提出するものとする。

- (2) 法人の合併又は分割等により、リース事業の地位が承継される場合において、事業を承継する者が継続して実施しようとするときは、新たなリース事業者は、別紙様式第2号により作成された書類を水漁機構へ提出するものとする。

## 8. 助成対象経費

助成対象経費は、運用通知の第3の2-8の(4)（助成対象経費）の表に記載されている経費とする。ただし、リース導入費（金利・保証料）は別紙2のとおりとする。

表中、「漁具等の取得・設置費」の「イ漁具等」の「その他水産庁長官が認めるもの」は、別紙様式第3号により個別に水産庁との協議が必要である。

助成対象経費のうち、人件費の算出方法等については交付等要綱別添（別表1関連）「水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算出方法等について」（別紙3）に基づくものとする。

また、漁船取得・改修費又は漁具等の取得・設置費のうち、以下の場合は改修（機関換装、漁労設備の更新、船体の修繕等）費用又は漁網・漁具等の設置費（仕立てに要する費用を含む。）のみ助成対象とする。

借受者が個人の場合：①リース事業者が借受者本人から取得

②リース事業者が借受者の配偶者又は二親等以内の親族から取得

借受者が法人の場合：①リース事業者が借受者本人から取得

②リース事業者が借受者の関係会社から調達

なお、売買、請負その他の契約をする場合は、複数者からの見積を徴求するものとする。

## 9. 助成上限額及び下限額

助成上限額は、運用通知の第3の2-8の(4)の表の助成上限額に記載されている額とする。

また、欄外に記載の通り、漁船・漁具等リース導入支援経費（リース導入費を除く。以下同じ。）の合計額は2億5千万円を超えないものとされていることから、1経営体で複数の助成対象経費を対象とする場合の助成金の総額は、2億5千万円以内とする

漁船・漁具等リース導入支援経費の助成下限額は、漁船、漁網又は漁具等毎にそれ

ぞれの合計額で150万円とする。

なお、助成上限額及び助成下限額には消費税を除くものとし、助成金の額は1円単位（小数点以下、切捨て）とする。

#### 10. 助成対象としない経費

(1) 増隻については、本事業の助成金交付対象とはしない。

(2) 国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっているリース漁船等は交付対象としない。

また、国の補助事業により導入したリース漁船等のうち国が定めた処分制限期間を経過していないリース漁船等を被代替とする場合は助成金交付対象とはしない。

(3) 他に、交付団体を問わず反対給付のない金銭を受けた場合に、当該金銭と本事業の助成金の合計額が事業費を超過した分については交付対象としない。

#### 11. 事業番号・計画番号

水漁機構は、水産業成長産業化沿岸地域創出事業の実施に際して別紙4の1に基づき各事業実施者が実施する事業に事業番号を付すこととし、その事業番号を各事業実施者に通知することとする。

また、借受者毎に計画番号を付して水漁機構、リース事業者との間で効率的管理を行うものとする。

このため、事業実施者は組織を設立した場合（既存の法人等で行う場合も含む。）は別紙様式第4号により水漁機構に報告するものとする。

また、成長産業化審査会は別紙4の2に基づき地域計画の承認に際して借受者毎に計画番号を付して、借受者名及び計画番号を地域委員会、リース事業者及び水漁機構に通知することとする。地域委員会は通知のあった計画番号を借受者に通知するものとする。

#### 12. 助成金の交付申請・決定

水漁機構は、事業実施者から提出された助成金交付申請書（変更を含む。）（業務要領別記様式第1の①～③号）の内容を審査し、助成金交付決定通知書（変更を含む。）（業務要領別記様式第2の①～③号）を交付する。

なお、事業実施者は助成金交付申請書（変更を含む。）提出に際して、以下の書類（変更の場合は変更のあったものに限る。）を添付するものとする。

（成長産業化審査会）

①交付申請額の積算根拠（例 ○○費 単価×数量＝必要額）

（地域委員会）

①交付申請額の積算根拠（例 ○○費 単価×数量＝必要額）

（リース事業者）

- ①成長産業化審査会で価格の妥当性の審査を受けた審査申請書及び審査結果通知(写)
- ②交付申請額の積算根拠(別紙様式第5号)
- ③交付申請額の積算根拠を確認するための資料(リース事業者あて見積書等)

### 1 3. 事業実施者が遵守すべき条件

水漁機構が運用通知第3の2-8の(9)の規定に基づき、交付決定に際して付す事業実施者が遵守すべき条件は、交付等要綱、運用通知、業務要領、業務規程及び業務細則に定めるほか、以下のとおりとする。

#### (1) 成長産業化審査会

- ①地域計画の審査は水産業成長産業化沿岸地域創出事業の運用について(令和元年5月10日付け水産庁増殖推進部長通知。別紙5参照)に基づき行うものとする。
- ②地域計画の承認は運用通知第3の2-8の(9)のaの(a)のアからエに定める要件に加え、別紙6に規定する要件とする。

### 1 4. 申請の取下げ

事業実施者は、助成金交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を水漁機構に提出しなければならないものとする。

### 1 5. 事業実施時期

事業実施者は、毎年度、水漁機構からの助成金の交付決定後、事業を実施するものとする。

### 1 6. 助成金の請求

#### (1) 概算払

助成金の支払は、基本的には精算払とする。ただし、事業実施者からの請求により概算払をすることができる。

概算払については、事前に水漁機構と協議し、以下の必要な書類を添付し、助成金概算払請求書(業務要領別記様式第3の①~③号)をもって請求できる。

また、助成金概算払請求書が年度の12月31日現在において作成し、提出されている場合は業務要領第7条の遂行状況報告書の提出は不要とする。

(成長産業化審査会)

- ①助成金交付決定通知書(業務要領別記様式第2の①号)(写)
  - ②概算払請求分の証明書類(例:請求書、領収書等)(写)
- (地域委員会)

- ①助成金交付決定通知書（業務要領別記様式第2の②号）（写）
- ②概算払請求分の証明書類（例：請求書、領収書等）（写）  
（リース事業者）
- ① 助成金交付決定通知書（業務要領別記様式第2の③号）（写）
- ②漁船・漁具等取得価格の証明書類（例：売買（又は改修）契約書等）（写）
- ③概算払請求分の証明書類（例：出来高分の請求書、領収書等）（写）
- ④概算払請求分に対応する複数枚で構成した証拠写真（機器等の型式を特定できる写真を含む）  
※写真での証明ができないものについては助成できない。

## （2）精算払

事業実施者は、水漁機構が別途定める日までに、以下の必要な書類を添付し、水漁機構に助成金精算払請求書（業務要領別記様式第9の①～③）を提出するものとする。

なお、リース事業者は、リース漁船等の借受者への引渡完了後（翌年度に繰り越す場合を除く。）、助成金精算払請求書を作成し、水漁機構に提出する。ただし、リース漁船等の引渡が年度内に完了しないと見込まれる場合は水漁機構が別途定める日までに、水漁機構に通知するものとする。

（成長産業化審査会）

- ①助成金交付決定通知書（業務要領別記様式第2の①号）（写）
- ②精算払請求分の証明書類（例：請求書、領収書等）（写）

（地域委員会）

- ①助成金交付決定通知書（業務要領別記様式第2の②号）（写）
- ②精算払請求分の証明書類（例：請求書、領収書等）（写）

（リース事業者）

- ① 助成金交付決定通知書（業務要領別記様式第2の③号）（写）
- ② 漁船・漁具等取得価格の証明書類（例：売買（又は改修）契約書等）（写）
- ③精算払請求分の証明書類（例：請求書・領収書等）（写）
- ④精算払請求分に対応する複数枚で構成した証拠写真（工事完了後の漁船の写真及び機器等の型式を特定できる写真を含む。）

※写真での証明ができないものについては助成できない。

- ⑤造船所等が発行した工事完了を証明する書類
- ⑥導入漁船の寸法等（総トン数、船質、登録長）が確認できる漁船原簿又は登録票（写）
- ⑦借受者の被代船を売却若しくは廃船したことを証明する書類又は被代船の今後の処理について記した書類等

## 17. 助成金の支払等

- （1）水漁機構は、助成金概算払請求書の内容を審査し、適切と認める場合は、水漁機構が交付等要綱第17（補助金の支払）の規定に基づき水産庁長官から概算払を受

けた金額の範囲内において、助成金の支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金を支払うこととする。

- (2) 水漁機構は、助成金精算払請求書（業務要領別記様式第9の①～③号）の提出を受け、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、事業実施者に対して助成金の額の確定通知（業務要領別記様式第10の①～③号）により、助成金の額の確定通知を行うとともに、交付決定額（前年度からの繰越額を含み、次年度への繰越額を除く。）及び実績額の範囲内において金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の精算額を支払う。
- (3) 水漁機構は、事業実施者に支出すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。
- (4) 前項の助成金の返還は、水漁機構が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (5) 水漁機構が事業実施者に対し（3）の命令をしたときは、水漁機構は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### 18. リース漁船等の引渡し

リース事業者は、リース漁船等の引渡しを行ったときは、借受者から「リース物件借受証」の提出を受け、これを保管・管理するものとする。

#### 19. 助成金の返還

水漁機構は、本事業の実施に当たり、運用通知の第3の2-8の(13)（助成金の返還）の措置を講じるほか、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は助成金実績報告書の内容に虚偽があった場合及び借受者が経営を中止したとき又は借受者が本事業の実施に関連して法令に違反した場合（ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。）には、助成金を返還させる措置を講じることができる。

#### 20. 事業実施報告及び事業評価等

- (1) リース事業者は、地域計画に係る魚種について、リース開始後毎年3月末までの借受者の漁獲量及び資源管理の取組状況を、業務要領別記様式第7の①号により、4月末までに地域委員会に報告するものとする。
- (2) 地域委員会は、地域計画に参画している漁業者の資源管理の取組状況について取りまとめ、5月末までに業務要領別記様式第7の②号により成長産業化審査会に報告するものとする。
- (3) 成長産業化審査会は、資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価を行い、その結果を7月末までに業務要領別記様式第7の③号により、水漁機構に報告するものとする。

(4) リース事業者は、貸付契約を締結以降、借受者毎のK P I の状況を業務要領別記様式第8の①号により、毎年、以下に定める日までに、地域委員会に報告しなければならない。

① 法人においては、リース開始後に法人の1事業期間12箇月を経た3箇月以内。

② 個人においては、リース開始後に1月1日から12月31日を経た翌年の4月末。

なお、貸付契約を締結以降のいずれかの事業期間においてK P I を達成した場合であっても、5事業期間は提出しなければならない。

(5) 地域委員会は、借受者のK P I の達成状況について取りまとめて、リース事業者から上記報告を受けた日から1箇月を経過した日までに、業務要領別記様式第8の②号により、成長産業化審査会へ報告するものとする。

(6) 成長産業化審査会は、地域委員会からの報告を受けて、借受者のK P I の達成状況等の評価を行い、上記報告を受けた日から2箇月を経過した日までに、その評価結果を業務要領別記様式第8の③号により、水漁機構に報告するものとする。

なお、借受者のK P I が未達成となった場合又は未達成となる可能性が高いと評価された場合、成長産業化審査会において原因分析を行うとともに、地域委員会に対し改善策に係る指導、助言を行う。なお、成長産業化審査会は、内部に事業評価委員会を設置できるものとする。

地域委員会は、成長産業化審査会から改善策に係る指導、助言に従い、リース事業者及び借受者と協議して承認を受けた地域計画を見直して改善計画を作成し、成長産業化審査会に提出するものとする。

また、成長産業化審査会は、地域委員会から改善計画の提出があった場合、水漁機構に報告するものとする。

(7) 水漁機構は、成長産業化審査会からの報告をとりまとめ、別紙様式第6号、別紙様式第7号及び別紙様式第8号により水産庁に報告する。

## 21. 維持・管理等

(1) リース事業者及び借受者は、交付要綱に定める財産管理台帳の様式を参考にし、作成した当該事業に係る財産管理台帳（別紙様式第9号）その他関係書類を整備保管すること等により、適正な管理を行わなければならない。

(2) リース事業者及び借受者は、リース事業者が本事業で取得し、管理するものであることを示すシール等の標識（別紙様式第10号）をリース漁船等に貼付又は装着し、これを維持・管理しなければならない。

## 22. 助成金の経理

事業実施者は、水漁機構からの当該事業に係る助成金についての帳簿を備え、他の

経理と区分して収入と支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかねばならない。

### 23. 文書の保管

- (1) 事業実施者は、上記22の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して上記22の帳簿とともに、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) リース事業者は、上記22及び(1)に加え、リース漁船等の取得・改修に関する会計帳簿、収支に関する証拠書類及びリース漁船等に係る財産管理台帳等を、リース漁船等の借受者への引渡し完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間又は処分制限期間のうち、いずれか長い期間保管しなければならない。
- (3) 借受者は、公租公課・リース料等の領収書、リース漁船等に係る財産管理台帳等の関係書類を、リース漁船等の借受けが開始された日の属する年度の翌年度から起算して5年間又は処分制限期間のうち、いずれか長い期間保管しなければならない。

### 24. その他

この業務細則に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。

附則（令和元年5月15日）

この細則は、制定の日から施行する。

附則

この細則は、令和元年7月23日から施行する。

附則

この細則は、令和元年8月20日から施行する。

附則

この細則は、令和元年9月30日から施行する。

附則

この細則は、令和元年11月28日から施行する。  
ただし、別紙2については令和元年10月28日から施行する。

附則

この細則は、令和元年12月24日から施行する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和2年6月4日から施行する。

附則

この細則は、令和2年7月29日から施行する。

附則

この細則は、令和2年12月21日から施行する。

附則

この細則は、令和3年4月15日から施行する。

附則

この細則は、令和3年7月30日から施行する。

附則

この細則は、令和4年6月17日から施行する。

附則

この細則は、令和4年6月29日から施行する。

附則

この細則は、令和5年12月11日から施行する。

附則

この細則は、令和8年5月21日から施行する。

補助事業により取得した財産の処分における主な承認要件等

(1) 目的自体の変更を伴う目的外使用

次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

- ① 補助事業により取得した財産（以下「制限財産」という。）を維持する必要性が乏しくなり、かつ、近い将来においてその必要性が生じる見込みが乏しいと認められること。
- ② 補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途に転用されること。
- ③ 納付額の算定方法に基づき算定される金額を水漁機構に納付する旨を約すること。
- ④ 処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合、大臣の承認を得る旨を約すること。

(2) 譲渡

次の場合ごとにそれぞれの要件を満たす場合に承認することができる。

① 維持困難を理由とする譲渡

次のア～ウの全ての要件を満たすこと。

ア 次のいずれかに該当すること。

- a 制限財産を維持する必要性が乏しくなり、かつ、近い将来においてその必要性が生じる見込みが乏しいと認められること。
- b 補助事業者等の事業縮小、資金繰りの悪化等により補助事業者等が制限財産を維持活用することが困難と認められること。

イ 譲渡範囲は譲渡を必要とする理由に照らし必要最小限度であること。譲渡後の利用目的が補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途であること。

ウ 納付額の算定方法に基づき算定される金額を水漁機構に納付する旨を約すること。

② 制限財産の目的増進のための譲渡

制限財産の目的自体の変更はせず、目的増進のため、改装を行う等のための譲渡は、転用により処理させること。

③ 管理運営の効率化を図るための譲渡

次のア～エの全ての要件を満たすこと。

ア 当該制限財産の用途が維持されること。

イ 管理制度が相当効率化され、かつ、財務状況、信用度及び管理体制を勘案して譲受人が制限財産を適切に管理する能力を有すると認められること。

ウ 納付額の算定方法に基づき算定される金額を水漁機構に納付する旨を約すること。

エ 処分制限期間中に新たな処分又は使用方法をする場合には、大臣の承認を得る旨、譲受人に対して条件を課すこと。

### (3) 交換・貸付

上記の(2)譲渡 に準じて判断する。

### (4) 担保の設定

次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

- ① 補助事業等を実施する資金が不足していると認められること。
- ② 制限財産に対する担保の設定により得られた資金の相当部分は補助事業等に供されること。
- ③ 担保が実行され、制限財産が補助事業等に供されないこととなった場合には、納付額の算定方法に基づき算定される金額を水漁機構に納付する旨を約すること。
- ④ 必要最小限の範囲であること。

### (5) 廃棄

次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

#### ① 次のいずれかに該当すること

- ア 制限財産が天災その他の事由により損壊し、修復が極めて困難であること（修復に過大な費用を要する場合を含む。）。
- イ 社会経済情勢の変化により制限財産を維持する必要性が乏しくなり、かつ、近い将来においてその必要性が生じる見込みが乏しいと認められること。
- ウ 補助事業者等の資金繰りの悪化その他の経営状況により、制限財産を維持管理することが困難であると認められること。

- ② 制限財産の第三者への譲渡又は他の用途に転用することにより、当該制限財産を有効活用することが困難であると認められること。

### (6) 納付額の算定方法

#### ① 目的自体の変更を伴う目的外使用、譲渡(上記の(2)の①及び②の場合)

- ア 補助事業者等に収入が発生する場合には、当該収入額に補助率を乗じた金額とする。ただし、当該収入額が残存簿価相当額等（鑑定評価を行う場合には、残存簿価相当額と当該鑑定評価額のいずれか高い金額）に比べて著しく低い場合には、残存簿価相当額等に補助率を乗じた金額とする。
- イ 補助事業者等に収入が発生しない場合には、残存簿価相当額に補助率を乗じた金額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、当該鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額を比較して高い方とする。

#### ② 譲渡(上記の(2)の③の場合)

財産処分に伴い補助事業者等に発生する収入額に補助率を乗じた金額とする。

#### ③ 担保の設定

担保が実行された際の制限財産の残存簿価相当額に補助率を乗じた金額とする。ただし、補助事業者等の破綻その他やむを得ない事情による場合にはこの限りでない。

## リース導入費（金利・保証料）について

## 1. 金利について

## (1) 漁業近代化資金又は株式会社日本政策金融公庫資金若しくは沖縄振興開発金融公庫資金

## a 助成対象借入金

助成対象借入金の額は、成長産業化審査会で妥当であると評価された価格（妥当価格）から当該借入に係る水漁機構の交付決定額又は助成金額を控除した金額に妥当価格に係る消費税相当額を加算した額とする。

ただし、助成対象借入金の上限額は、以下に掲げるものの区分に応じ、それぞれ以下に定める額（消費税相当額を含む。）とし、1借受者当たりの助成対象借入金（消費税相当額を含む。）は合計額で2億5千万円を上限額とする。

○漁船取得・改修費・・・・・・・・2億5千万円／1隻当たり

○漁具等の取得・設置費

・漁網の場合・・・・・・・・1億5千万円／1漁網当たり

・漁具等の場合・・・・・・・・2千万円／1台当たり

## b 助成借入金利

上記 a の借入金に係るリース事業者の借入金利

## c 助成期間

上記 a の資金の貸付けの日からその償還が終了するまでの期間又は当該貸付けの日から5年間のいずれか短い期間

## (2) 上記（1）以外の資金

## a 助成対象借入金

上記（1）の a と同じ

## b 助成借入金利

上記 a の借入金に係るリース事業者の借入金利のうち同種の漁船・漁具等に相当する漁業近代化資金の借入金利相当

## c 助成期間

上記（1）の c と同じ

## 2. 保証料

上記 1 の（1）の資金については、当該資金に係る保証機関の保証料とする。

上記 1 の（2）の資金については、当該保証機関の漁業近代化資金に係る保証料を上限とする。なお、当該資金に係る当該保証機関の保証料が漁業近代化資金の保証料を下回る場合は当該資金の保証料とする。

別添（別表 1 関連）

## 水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

### 1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

#### ※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、交付先において賃金改定をした場合であって、実施中の当該事業に適用される時間単価が適当でないとき認められるときは、別途交付先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、交付先との協議は、事業完了予定年月日まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

## ※2 直接作業時間数

### ① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間のみを計上する。

### ② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

- (2) 事業従事者が一の事業だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数(1月に満たない従事期間は、日割り計算による。)}$$

## 2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する(円未満は切り捨て)。

### <時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難又は不適当な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされて

いるものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間の営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{交付先が負担する（した）（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

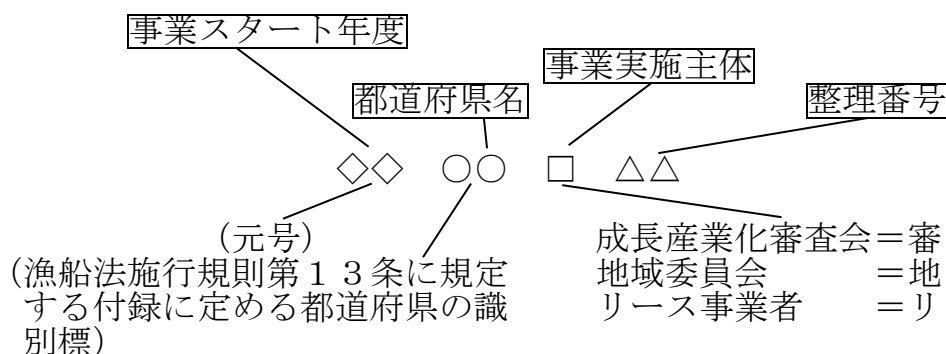
$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

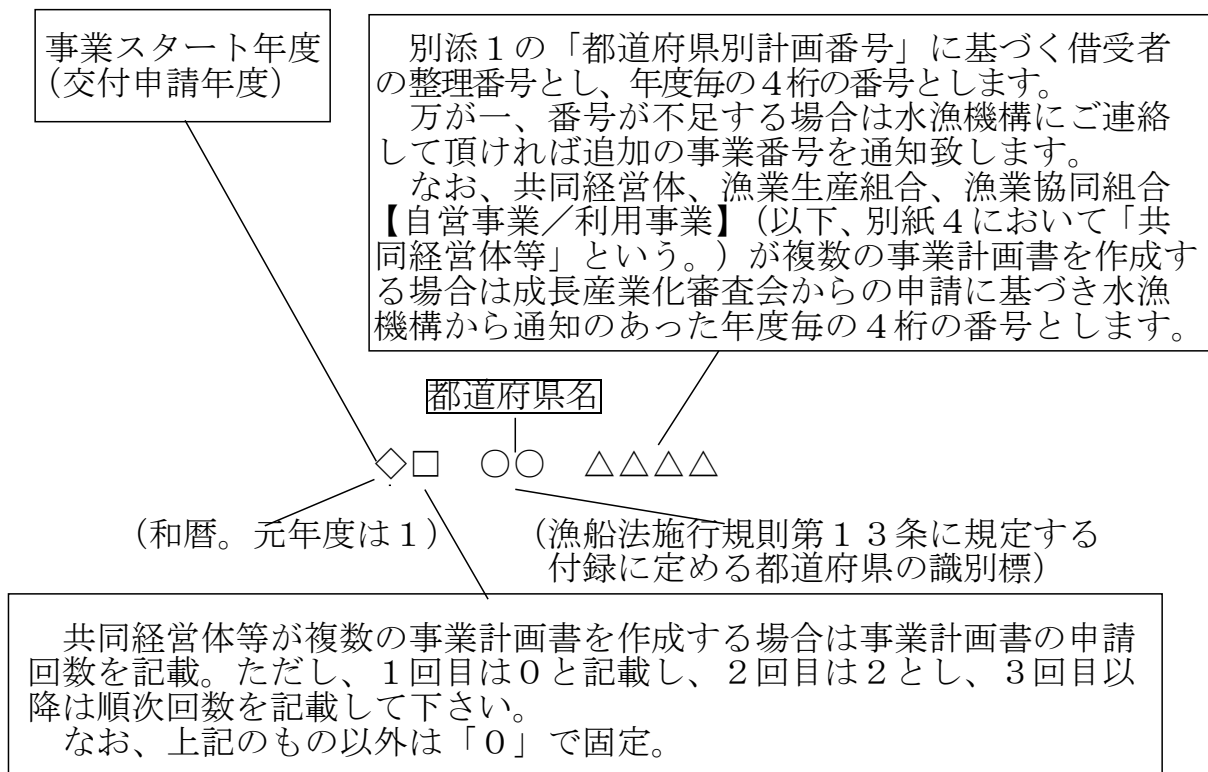


1. 事業番号



(例) 令和元年 北海道 地域委員会  
**1 HK 地 2**

2. 計画番号



〔事例1〕 共同経営体等が複数の事業計画書を作成する場合  
 別添2の通り

〔事例2〕 上記事例1以外の場合

(例1) 令和元年度 北海道 計画番号1～1000  
 令和元年度の15番目  
**10 HK 0015**

0は固定です。

(例2) 令和2年度 北海道 計画番号1～1000  
 令和2年度の15番目  
**20 HK 0015**

## 別添1

## 都道府県別計画番号

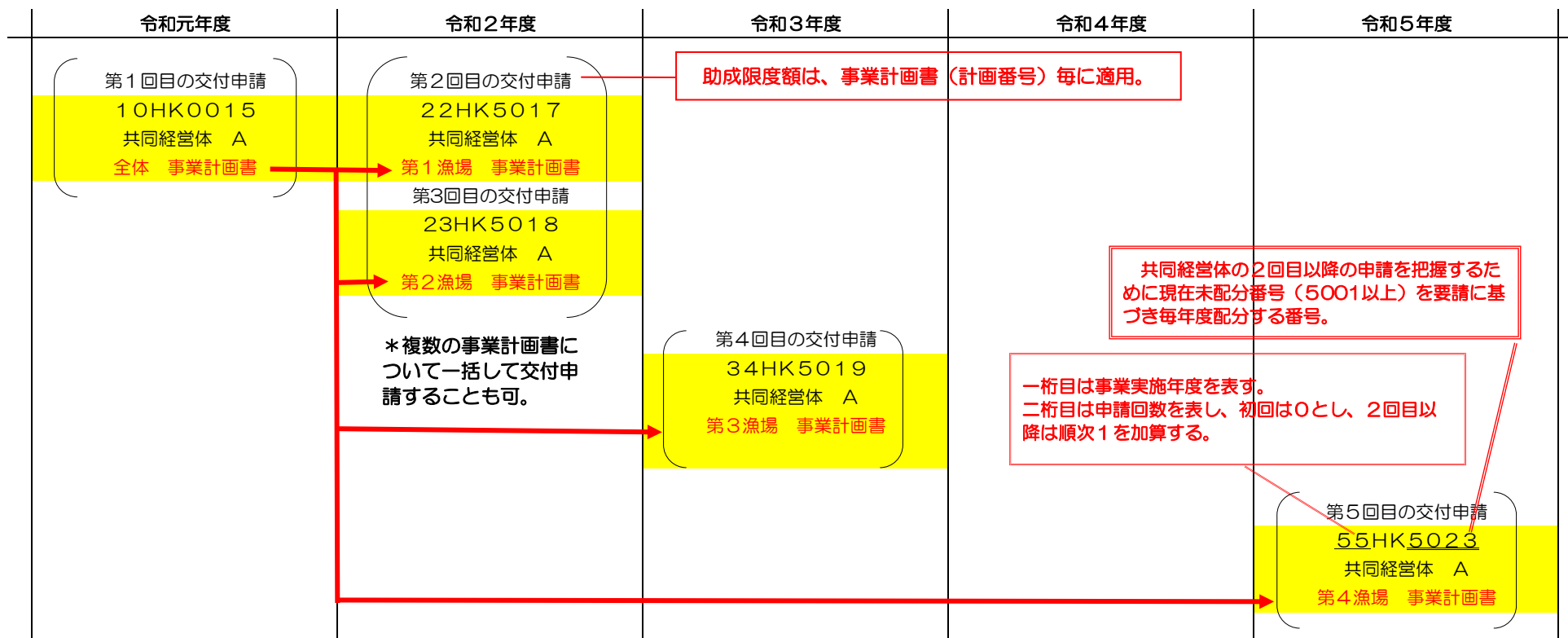
	都道府県名	配布計画番号数	配布計画番号
1	北海道	1,000	1 ～ 1,000
2	青森県	200	1,001 ～ 1,200
3	岩手県	50	1,201 ～ 1,250
4	宮城県	100	1,251 ～ 1,350
5	秋田県	50	1,351 ～ 1,400
6	山形県	50	1,401 ～ 1,450
7	福島県	0	
8	茨城県	50	1,451 ～ 1,500
9	千葉県	200	1,501 ～ 1,700
10	東京都	50	1,701 ～ 1,750
11	神奈川県	100	1,751 ～ 1,850
12	新潟県	100	1,851 ～ 1,950
13	富山県	50	1,951 ～ 2,000
14	石川県	100	2,001 ～ 2,100
15	福井県	50	2,101 ～ 2,150
16	静岡県	100	2,151 ～ 2,250
17	愛知県	100	2,251 ～ 2,350
18	三重県	100	2,351 ～ 2,450
19	京都府	100	2,451 ～ 2,550
20	滋賀県	0	
21	大阪府	100	2,551 ～ 2,650
22	兵庫県	200	2,651 ～ 2,850
23	和歌山県	100	2,851 ～ 2,950
24	鳥取県	50	2,951 ～ 3,000
25	島根県	100	3,001 ～ 3,100
26	岡山県	100	3,101 ～ 3,200
27	広島県	100	3,201 ～ 3,300
28	山口県	100	3,301 ～ 3,400
29	徳島県	100	3,401 ～ 3,500
30	香川県	100	3,501 ～ 3,600
31	愛媛県	50	3,601 ～ 3,650
32	高知県	100	3,651 ～ 3,750
33	福岡県	200	3,751 ～ 3,950
34	佐賀県	200	3,951 ～ 4,150
35	長崎県	300	4,151 ～ 4,450
36	熊本県	200	4,451 ～ 4,650
37	大分県	100	4,651 ～ 4,750
38	宮崎県	100	4,751 ～ 4,850
39	鹿児島県	100	4,851 ～ 4,950
40	沖縄県	50	4,951 ～ 5,000
	計	5,000	

(備考) 配布計画番号数は漁船リース事業の実績等を考慮して定めております。

計画番号が不足する・追加する場合は水漁機構にご連絡下さい。追加番号をご連絡致します。

別添2

共同経営体等に対する計画番号のイメージ



共同経営体等で複数回の助成申請を行う場合は、2回目以降の申請で上記イメージ図の様に全体の事業計画書を作成し、その後に借受者において漁業種類毎等の区分経理により事業計画書を作成（KPIを設定する）場合、全体事業計画書のKPIの変更が必要となります。このような場合は上記イメージ図を参考にしてKPIの変更が必要な計画番号の整理表を作成し、申請の都度報告して下さい。初回から区分経理別に事業計画書を作成し、他の事業計画書のKPIの変更が必要ない場合は報告の必要はありません。

地域計画（事業計画書）の承認又は変更承認の際にもKPIの変更が必要となる当該共同経営体等の事業計画書が分かるように上記資料を添付して、変更が必要となる事業計画書の変更を実施して下さい。

## 水産業成長産業化沿岸地域創出事業の運用について

令和元年5月10日元水推第19号  
水産庁増殖推進部長から  
特定非営利活動法人水産業・漁  
村活性化推進機構 理事長あて  
〔最終改正 令和2年4月1日付け元水推第1378号〕

標記事業の運用においては、地域委員会で策定した地域水産業成長産業化計画（以下「地域計画」という。）を、各都道府県単位で組織した成長産業化審査会が優良な地域計画を承認することとしている。

その際の審査基準については、下記の内容について考慮するとともに、各都道府県の漁業状況等を勘案し総合的に判断するよう、成長産業化審査会に周知されたい。

## 記

- 1 持続的な漁業実現のために、資源管理の推進に取り組み、持続的な漁業が実現できるもの。
- 2 現状の資源管理計画に追加的な取組がなされているもの（取組内容に漁獲量管理などアウトプットコントロールの要素が入っている場合には優先して事業対象とする。）。
- 3 収益性の向上に資する計画（当該計画に取り組む漁業者の漁業所得又は償却前利益が5年間で10%以上見込める計画）であること。
- 4 リース事業者が適格性を有するものであること。
- 5 リース対象とする漁船、漁具等は、その管理を確実に実施できるものであり、価格が適正であること（直近の価格実績から判断し、不当に高額でないこと。）。
- 6 借受者は、漁業法令等の関係法令及び関係規則を遵守する者であること。
- 7 過去1年間に海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令）違反による死亡災害が発生していないこと。

附 則（令和2年4月1日付け元水推第1378号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。

### 地域計画の要件

1. 複数の漁業者（経営体）によるグループが参画する計画であること  
ただし、定置網等漁村地域に一つしか存在しない漁業種類においてはこの限りではない。
2. 事業を活用する者は、リース料の返済が可能であるもの。

財産処分承認申請書

番号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
リース事業者名  
代表者氏名

令和○○年度水産関係民間団体事業補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第10条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産 別紙のとおり

3 処分予定年月日 別紙のとおり

4 その他参考資料

（注1）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

（注2）処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

（注3）処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間（1年以上）の貸付け」で、備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること。

① 法人化に係る計画書

② 新設法人への財産処分（承継）計画書

③ 発起人名簿又は定款案（新設法人の組合員、社員又は役員であることが確認できるもの）

なお、上記の他、農林水産大臣又は補助事業者等が、経営の同一性・継続性を確認できる資料を求めることがある。

（注4）処分区分の欄に掲げる「担保」で、間接補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

(別紙)

処分の概要

リース事業者名		所在地 ※借受者の氏名又は名称及び住所並びに計画番号を記入すること			
財産の名称		型式・数量等			
助成年度	助成金交付額 (申請額)	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A)	経過年数 (B) (注1)	残存年数 (A - B)
年度	円	円	年	年月	年月
経緯及び処分の理由 (注2)				処分予定年月日	
				農林水産大臣の承認後	

添付資料

- ・ 交付決定通知後に担保を設定しようとする場合は交付決定通知書及び額の確定通知書の各写

(注1) 経過年数は、財産の取得年月日から処分予定年月日までの経過年月を記載。

(注2) 処分区分の欄に掲げる「担保」の場合には、経緯及び処分の理由を「補助財産を取得する資金確保のため。」又は「事業の資金繰りのため(当該担保設定を行わなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。」と記載し、「処分予定年月日」を「処分(担保の設定) 予定年月日」と記載。

## 財産処分承認申請書

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
リース事業者名  
代表者氏名

令和○○年度水産関係民間団体事業補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づく間接補助条件として付された水産業成長産業化沿岸創出事業業務細則7-（1）の規定により承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

## 記

## 1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由：リース期間終了に伴うリース対象物件の借受者への無償譲渡  
(2) 今後の利用方法（処分区分）：借受者が引き続き事業継続のため利用する。

## 2 処分の概要

リース事業者名			所在地 ※借受者の氏名又は名称及び住所並びに計画番号を記入すること		
財産の名称			型式・数量等		
助成年度	助成金交付額 (申請額)	事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注1)	経過年数 (B) (注2)	残存年数 (A-B)
年度	円	円	年	年 月	年 月
経緯及び処分の理由			リース開始日	処分予定年月日	
リース期間終了に伴うリース対象物件の借受者への無償譲渡				リース期間終了日翌日	

(注1) 処分制限期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。

(注2) 経過年数は、財産の取得年月日から処分予定年月日までの経過年月を記載。

別紙様式第2号

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
リース事業者名  
代表者氏名

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の承継について

このことについて、下記により、リース事業者○○○○の地位を承継し、事業を継続して実施したいので水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務細則の7の(2)の規定に基づき、提出します。

記

1. 地域計画名
2. 地位が承継されるリース事業者名
3. 地位の承継理由
4. 交付決定の内容等
  - (1) 交付決定通知書の日付、番号
  - (2) 助成金の額
  - (3) 既交付額

- (注) 1. 助成金の交付決定を受けていない場合は記の4は削除すること。  
2. 借受者等の関係者との間の地位の承継に係る同意書(写)を添付すること。  
3. 業務細則の2の(3)に規定する承継者の概要等がわかる資料を添付すること。

別紙様式第3号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
成長産業化審査会名  
代表者氏名 ○○ ○○

地域水産業成長産業化計画に係るリース対象品目について（協議）

今般、○○地域委員会から当該計画のリース対象品目として、○○○○（漁具等の名称）の導入の計画を予定しているが、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）に係る助成対象経費のその他水産庁長官が認めるものとして差し支えないか。下記により協議したい。

記

1. リース対象品目が当該計画に必要な理由及び資源管理（漁場改善）に資する理由
2. 導入予定数量及び金額
3. 法定耐用年数
4. リース事業者名

別紙様式第4号

番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○ ○○ 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

水産業成長産業化沿岸地域創出事業事業実施者について（報告）

このことについて、令和 年 月 日をもって成長産業化審査会（地域委員会、リース事業者）を設立しましたので報告します。

（既存の法人で実施する場合）

このことについて、令和 年 月 日をもって○○○○○○が成長産業化審査会（地域委員会、リース事業者）の業務を実施することを決定致しましたので報告します。

（備考）

別紙構成員名簿及び事務局員名簿（担当者名簿）を添付願います。  
また、変更が生じた場合も提出願います。

(成長産業化審査会の場合)

1. 名 称
2. 代表者氏名
3. 住 所
4. 電話番号

5. 成長産業化審査会の構成員名簿

構成員区分	名 称	担当部署名	構成員氏名
①都道府県			
②水産研究機関			
③業界団体			
④金融機関			
⑤その他			

6. 事務局員名簿

役職名	担当者氏名	担当業務	メールアドレス

(地域委員会の場合)

1. 名 称
2. 代表者氏名
3. 住 所
4. 電話番号

5. 地域委員会の構成員名

構成員区分	名 称	担当部署名	構成員氏名
①市町村			
②漁協			
③流通・加工・販売業者			
④関係漁業者			
⑤リース事業者			
⑥その他			

6. 事務局員名簿

役職名	担当者氏名	担当業務	メールアドレス

(リース事業者の場合)

1. 名 称

2. 住 所

3. 電話番号

4. 担当者名簿

役職名	担当者氏名	担当業務	メールアドレス

令和 年度 交付申請額の算出根拠

リース事業者名

--

単位：円

1. 漁船・漁具等の取得費等

事業費

助成金

(1) 漁船取得・改修費

--	--

(2) 漁具等の取得・設置費

--	--

(3) 漁船・漁具等取得費等 計 ((1) + (2))

--	--

2. リース導入費

事業費

助成金

(1) 金利 (別表1)

--	--

(2) 保証料 (別表2)

--	--

(3) リース導入費 計 ((1) + (2))

--	--

3. 交付申請額 合計

事業費

助成金

--	--

(注1) 1に係る消費税は除きます。

(注2) 追加交付申請の場合は追加申請分のみ記載のこと。

(備考) 当該交付申請書の算出根拠は、①当該年度予算分及び②前年度に水漁機構から交付決定を受けずに当該年度へ繰り越したもの(繰越分2)について作成し、繰越分2についてはタイトルの後に(繰越分2)と記載のこと

借受者別交付申請額の算出根拠

借受者名	
計画番号	

1. 漁船・漁具等の取得費等について（今年度取得分）

単位：円

(1) 漁船・漁具等の名称				
(2) リースバック方式（*）か否か				
(3) 漁船・漁具等の取得改修費				
①漁船・漁具等の取得・改修費				計 (X)
漁船・漁具等毎の数量				
②中古漁船の運搬費等 (漁網・漁具等の設置費)				
③リースバックの場合の譲渡代金				
④    小計（①+②-③）				
⑤助成金（≒④×1/2）				0

（\*）リースバック方式とは、水漁機構作成の水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務細則の8.助成対象経費の「また、」書の以下の場合をいう。

（備考）成長産業化審査会で適正であるとの確認を受けた取得価格審査申請書（写）及び確認書（写）を添付願います。

2. 漁船・漁具等の取得計画

(1) 漁船の場合

船名（            ）	新船の場合	中古船の場合
①工事着工予定	令和 年 月 日	令和 年 月 日
②進水予定	令和 年 月 日	—
③完成・引渡予定	令和 年 月 日	令和 年 月 日

(2) 漁具等の場合

漁具等の名称	取得予定年月日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

3. 今回交付申請額

今回申請額（X）	
----------	--

（注1）借受者別に作成すること

（注2）消費税は除きます。

## リース導入費の算出根拠

別表1（金利）

単位：円

借入年度	申請初年度の年度	金融機関名	資金名	計画番号	借入額	金利	申請初年度	申請2年度	申請3年度	申請4年度	申請5年度	計
							令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
年度計						事業費						
						助成金額						0

- 備考：1. 助成対象となる金利は、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金については借入時の同資金の借入金利であり、その他の資金については同種の漁船・漁具等に相当する漁業近代化資金の借入時の借入金利相当とする。
2. 借入年度・計画番号（分割借入をする場合は枝番を付して下さい。例：10HK0015①）・借入金・金利毎に記載すること。
3. 「年度計」欄は該当する償還年度目（年度）欄の下に「事業費」及び「助成金額」各々の合計額を記載のこと。
4. 金融機関が上記表の資金毎（借入年度・借入金・金利毎）に作成した償還期間中の毎年度の支払金利の額を計算した表を添付すること。
5. 償還は元均等方式とする。
6. 申請初年度が同じ年度の申請が複数ある場合は、その申請初年度毎に本表を作成願います。
7. 申請最終年度欄には当該助成金の助成対象分のみを記載すること。
8. 2回目以降の交付申請時に作成すること。但し、初回交付申請時に金利の確定額及び5年目の助成額が計算され、作成した金融機関名が入った償還予定表が添付できる場合は、初回交付申請時より作成すること。

別表2（保証料）

単位：円

保証年度	申請初年度の年度	保証機関名	資金名	計画番号	保証借入額	保証料	申請初年度	申請2年度	申請3年度	申請4年度	申請5年度	計
							令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
						事業費						
						助成金額						0
年度計						事業費						
						助成金額						0

- 備考：1. 助成対象となる保証料は、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金については保証時の同資金の保証料であり、その他の資金については同種の漁船・漁具等に相当する漁業近代化資金の保証時の保証料相当とする。
2. 別表1の借入金毎に記載すること。
3. 「年度計」欄は該当する償還年度目（年度）欄の下に「事業費」及び「助成金額」各々の合計額を記載のこと。
4. 保証機関が上記資金毎に作成した保証期間中の毎年度の支払保証料（金利に係る保証料については助成対象の金利分に限る。）の額を計算した表を添付すること。
5. 申請初年度が同じ年度の申請が複数ある場合は、その申請初年度毎に本表を作成願います。
6. 2回目以降の交付申請時に作成すること。但し、初回交付申請時に保証料の確定額及び5年目の助成額が計算され、作成した保証機関名が入った償還予定表が添付できる場合は、初回交付申請時より作成すること。

リース導入費の算出根拠（事業費と助成金が全て同額の場合）

別表1（金利）

単位：円

借入 年度	申請初年度の 年度	金融機関名	資金名	計画番号	借入額	申請初年度	申請2年度	申請3年度	申請4年度	申請5年度	計
						令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
											0
											0
											0
											0
											0
											0
年度計											

- 備考：1. 助成対象となる金利は、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金については借入時の同資金の借入金金利であり、その他の資金については同種の漁船・漁具等に相当する漁業近代化資金の借入時の借入金金利相当とする。
2. 借入年度・計画番号（分割借入をする場合は枝番を付して下さい。例：10HK0015①）・借入金・金利毎に記載すること。
3. 「年度計」欄は該当する償還年度目（年度）欄の下に「当該年度支払金利」の合計額を記載のこと。
4. 金融機関が上記表の資金毎（借入年度・借入金・金利毎）に作成した償還期間中の毎年度の支払金利の額を計算した表を添付すること。
5. 償還は元本均等方式とする。
6. 申請初年度が同じ年度の申請が複数ある場合は、その申請初年度毎に本表を作成願います。
7. 申請最終年度欄には当該助成金の助成対象分のみを記載すること。
8. 2回目以降の交付申請時に作成すること。但し、初回交付申請時に金利の確定額及び5年目の助成額が計算され、作成した金融機関名が入った償還予定表が添付できる場合は、初回交付申請時より作成すること。

別表2（保証料）

単位：円

保証 年度	申請初年度の 年度	保証機関名	資金名	計画番号	保証借入額	申請初年度	申請2年度	申請3年度	申請4年度	申請5年度	計
						令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
											0
											0
											0
											0
											0
											0
年度計											

- 備考：1. 助成対象となる保証料は、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金については保証時の同資金の保証料であり、その他の資金については同種の漁船・漁具等に相当する漁業近代化資金の保証時の保証料相当とする。
2. 別表1の借入金毎に記載すること。
3. 「年度計」欄は該当する償還年度目（年度）欄の下に「当該年度支払保証料」の合計額を記載のこと。
4. 保証機関が上記資金毎に作成した保証期間中の毎年度の支払保証料（金利に係る保証料については助成対象の金利分に限る。）の額を計算した表を添付すること。
5. 申請初年度が同じ年度の申請が複数ある場合は、その申請初年度毎に本表を作成願います。
6. 2回目以降の交付申請時に作成すること。但し、初回交付申請時に保証料の確定額及び5年目の助成額が計算され、作成した保証機関名が入った償還予定表が添付できる場合は、初回交付申請時より作成すること。

別紙様式第6号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告及び事業評価等  
(資源管理関係) について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について  
(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」  
という。)に基づき、成長産業化審査会から令和○年度の資源管理の取組状況  
及びその実績並びに資源の状況等の評価結果の提出がありましたので運用通知  
第3の2-8の(12)のfに基づき下記の通り報告いたします。

記

1. 成長産業化審査会名
2. 地域委員会名
3. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業事業実施報告書  
(報告のあった水産業成長産業化沿岸地域創出事業事業実施報告書を添付)

別紙様式第7号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告及び事業評価等  
(K P I 関係) について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について  
(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」  
という。)に基づき、令和○年度(\*)に成長産業化審査会から借受者のK P  
Iの達成状況等の報告があったものを取りまとめましたので運用通知第3の2  
-8の(12)のfに基づき報告いたします。

記

1. 事業評価結果(総括)

(1) リース事業別借受者先数

(2) 事業評価

①K P I 達成借受者先数

②K P I 未達成借受者先数

③上記②のうち改善計画の指導・助言が必要な借受者先数

(3) K P I 未達成借受者について

2. 事業評価結果(借受者別)

別紙のとおり

(\*) 報告年度の前年度



別紙様式第 8 号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
理事長 ○○○○

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の事業実施報告及び事業評価等  
(改善計画関係) について

このことについて、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について  
(平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」  
という。) に基づき、○○成長産業化審査会から改善計画の提出がありました  
ので運用通知第 3 の 2 - 8 の (12) の f に基づき報告いたします。

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 財産管理台帳(漁船)

リース事業者名	
---------	--

当初作成日 令和 年 月 日  
 更新日① 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日② 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日③ 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日④ 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日⑤ 令和 年 月 日  
 内容 ( )

事業実施年度	事業名称
令和〇〇年度	農林水産省所管 水産関係民間団体補助金 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

取得資産の内容					負担区分			処分制限期間		リース期間		処分の状況		適用
財産名 (計画番号) 借受者名	取得 年月日	船 名	新船・中古	船質 トン数 (トン)	国庫補助金 (税抜) (円)	リース事業 者負担 (税抜) (円)	その他 (円)	法定 耐用 年数 (年)	処分制限 年月日	リース期間		承認 年月日	処分の内容	
										リース 期間 年 月	リース 終了予定 年月日			
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
漁船船体一式 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇														
合計 隻														

(注) 1 事業実施年度毎に作成すること。  
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 3 処分の内容欄には、所有権移転、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 4 適用欄には、所有権移転先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 5 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって管理台帳に代えることができる。  
 6 新船・中古欄には、「新」か「中」を記入する。また、船質欄には、船質がFRPは「F」、アルミは「A」、鋼船は「K」を記入する。

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 財産管理台帳(漁網)

リース事業者名	
---------	--

事業実施年度	事業名称
令和〇〇年度	農林水産省所管 水産関係民間団体補助金 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

当初作成日 令和 年 月 日  
 更新日① 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日② 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日③ 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日④ 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日⑤ 令和 年 月 日  
 内容 ( )

取得資産の内容			負担区分			処分制限期間		リース期間		処分の状況		適用
財産名 (計画番号) 借受者名	取得 年月日	漁網名称	国庫補助金 (税抜) (円)	リース事業者 負担 (税抜) (円)	その他 (円)	法定 耐用 年数 (年)	処分制限 年月日	リース期間		承認 年月日	処分の内容	
								年	月			
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁網 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
合計												

(注) 1 事業実施年度毎に作成すること。  
 2 漁網名称欄には運用通知2-8の(4)の助成対象経費の欄の漁網名を記入すること。  
 また、漁網の一部である場合は当該漁網名の上に( )内に当該部分の名称を記入すること。  
 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 4 処分の内容欄には、所有権移転、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 5 適用欄には、所有権移転先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって管理台帳に代えることができる。

別紙様式第9号

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 財産管理台帳(漁具等)

P /

リース事業者名	
---------	--

事業実施年度	事業名称
令和〇〇年度	農林水産省所管 水産関係民間団体補助金 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

当初作成日 令和 年 月 日  
 更新日① 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日② 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日③ 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日④ 令和 年 月 日  
 内容 ( )  
 更新日⑤ 令和 年 月 日  
 内容 ( )

取得資産の内容			負担区分			処分制限期間		リース期間		処分の状況		適用
財産名 (計画番号) 借受者名	取得 年月日	漁具等名称	国庫補助金 (税抜) (円)	リース事業者 負担 (税抜) (円)	その他 (円)	法定 耐用 年数 (年)	処分制限 年月日	リース期間		承認 年月日	処分の内容	
								年	月			リース 終了予定 年月日
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
漁具等 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇												
合計												

(注) 1 事業実施年度毎に作成すること。  
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 3 処分の内容欄には、所有権移転、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 4 適用欄には、所有権移転先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 5 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって管理台帳に代えることができる。

1. リース漁船に貼り付けるシール

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 リース漁船	
所有者： 所有者名	
住 所	
船 名	
使用者名	
計画番号	
リース期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	
(事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構)	

2. リース漁船の機器（電子機器等）に貼り付けるシール

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 リース漁船	
所有者：	
計画番号	
リース期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
(事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構)	

3. 漁具等に貼り付けるシール

水産業成長産業化沿岸地域創出事業 漁具等	
所有者：	
計画番号	
リース期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
(事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構)	

地域水産業成長産業化計画書

1. 地域委員会

名 称	
代表者	

2. 目 的

--

3. 地域の概要

--

4. 地域委員会参加者

--

5. 計画の概要

5-1. 資源管理・漁場改善の取組

--

5-2. 収益性向上の取組

--

6. スケジュール

--

7. 効果

--

8. 借受者の事業計画書

別紙のとおり

(別紙)

事業計画書（個人経営体の場合）

年 月 日

借受者 住 所

借受者 氏 名

借受者 年 齡 歳

後継者 年 齡 歳

注：年齢を証明する運転免許証等の公的書類を添付すること。

1. 取組の目標

○漁業所得 10%向上		(単位：万円)				
	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
漁業所得						
向上割合（対基準年）	—	%	%	%	%	%
漁業収入						
漁業支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他						
減価償却費（リース料等）						
漁業外収入						
漁業外支出						

注1：数字の根拠、考え方に係る必要な書類を添付すること。

注2：事業計画書作成時に他事業の実施によりKPIを課せられている借受者は、別添「他事業との併用及びKPIの考え方」に従ってKPI（10%）以上を適宜見直すものとする。なお、地域計画認定後も同様とする。

注3：共同経営体等で複数回の計画申請を行う場合であって、当該地域計画（事業計画書）の承認又は変更承認に伴いKPIの変更が必要となる共同経営体等の事業計画書がわかるように別紙4の別添2に定める資料を添付して下さい。

2. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等との併用及び実施（予定）年度

注：KPIを課せられている他事業を実施している（しようとしている）場合はその事業名を記すものとする。なお地域計画認定後も同様とする。また、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を実施している（しようとしている）場合は、計画番号を記すものとする。

### 3. 取組の概要

--

注：目標を達成するための取組について内容を具体的に記載すること。

### 4. 取組に必要な漁船・漁具等の概要

--

### 5. 関係法令の遵守等

借受者は、（１）及び（２）に該当する者であり、（３）及び（４）を遵守する。

（１）	過去１年間に海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令）違反による死亡災害の発生はない。	<input type="checkbox"/>
（２）	過去１年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けておらず、所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された場合又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載されていない。	<input type="checkbox"/>
（３）	漁業法令等の関係法令及び関係規則	<input type="checkbox"/>
（４）	救命胴衣の着用の徹底	<input type="checkbox"/>

注：該当事項にチェック（レ）を入れること。

事業計画書（法人経営体の場合）

年 月 日

借受者 住 所  
借受者 氏 名

1. 取組の目標

○償却前利益 10%向上 (単位：万円)

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
償却前経常利益						
向上割合（対基準年）	—	%	%	%	%	%
漁労収入						
漁労支出						
雇用労賃						
漁船・漁具費						
油費						
その他の漁労支出						
減価償却費						
漁労外収入						
漁労外支出						
経常利益						

注1：数字の根拠、考え方に係る必要な書類を添付すること。

注2：事業計画書作成時に他事業の実施によりKPIを課せられている借受者は、別添「他事業との併用及びKPIの考え方」に従ってKPI（10%）以上を適宜見直すものとする。なお、地域計画認定後も同様とする。

注3：共同経営体等で複数回の計画申請を行う場合であって、当該地域計画（事業計画書）の承認又は変更承認に伴いKPIの変更が必要となる共同経営体等の事業計画書がわかるように別紙4の別添2に定める資料を添付して下さい。

2. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等との併用及び実施（予定）年度

注：KPIを課せられている他事業を実施している（しようとしている）場合はその事業名を記すものとする。なお、地域計画認定後も同様とする。また、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を実施している（しようとしている）場合は、計画番号を記すものとする。

### 3. 取組の概要

--

注：目標を達成するための取組について内容を具体的に記載すること。

### 4. 取組に必要な漁船・漁具等の概要

--

### 5. 関係法令の遵守等

借受者は、（１）及び（２）に該当する者であり、（３）及び（４）を遵守する。

（１）	過去１年間に海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令）違反による死亡災害の発生はない。	<input type="checkbox"/>
（２）	過去１年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けておらず、所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された場合又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載されていない。	<input type="checkbox"/>
（３）	漁業法令等の関係法令及び関係規則	<input type="checkbox"/>
（４）	救命胴衣の着用の徹底	<input type="checkbox"/>

注：該当事項にチェック（レ）を入れること。

(別添)

## 他事業との併用及びK P I の考え方

### 1. 他事業との併用

	水産業成長産業化沿岸地域創出事業	
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	漁船	× (ただし、共同経営体、漁業生産組合、漁業協同組合 (自営事業/利用事業) を除く。※)
	漁網	○
	漁具等	○
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	漁船	○
	漁網	○
	漁具等	○ (ただし、同一の機器等は除く。)

備考：○は併用可、×は併用不可

※併用の際の条件は、複数隻数利用の際の条件と同じです。詳細は水産庁の共通 Q&A【共同経営体/漁協自営事業に対する支援にかかる運用関連】を参照してください。

### 2. 併用した場合の KPI 目標設定の考え方 (以下 KPI 目標値の基準年値に対する倍率を「KPI 目標倍率」という。また、目標設定において最低限目標とすべき KPI 目標倍率は1.1以上であるが下記(例)では1.1以上の適宜の数値を用いている。)

(A) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 (以下「漁船リース」という。) との併用

(1) 事業計画期間 (改善計画期間を含む。) が重複しない場合

既に漁船リースが終了している場合、終了した漁船リースの KPI 目標値等にかかわらず、新規に基準年数値を設定する。

(例1) 漁船リースで漁船をリースし、漁船リースの事業終了後、水産業成長産業化沿岸地域創出事業 (以下「新リース」という。) で漁網をリースする。

	基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
目標	500	512	524	536	548	560	(KPI目標倍率: 1.12)
実績		510	520	530	530	560	であったとする。

基準年数値を新規に設定する

(例として直近3か年実績の平均とした)



基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
540	565	570	580	590	611

(KPI 目標倍率を1.13とした場合5年目の KPI 目標値は基準年数値 540 × 1.13 = 611)

(2) 事業計画期間が同一の場合

両事業の KPI 目標倍率を掛け合わせたものが目標倍率となる。

(例2) 漁船リースで漁船をリースし (KPI目標倍率1.2)、新リースで漁網をリース (KPI目標倍率1.14) する。

基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
500	530	560	600	650	684

(5年目のKPIは基準年数値500×1.2×1.14=684)

(3) 事業計画期間が数年間重複する場合 (新リースの事業期間終了が遅い場合)

既に実施している漁船リースの基準年数値に、漁船リースのKPI目標倍率と新リースのKPI目標倍率を掛けたものが新リースの目標値となる。

(例3) 漁船を平成29年に漁船リースによりリースし (KPI目標倍率1.2)、漁網を新リースにより令和元年からリースする。 (KPI目標倍率1.11)

(H28)	(H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	4年目	5年目
500	520	540	<del>560</del>	<del>580</del>	<del>600</del>		
			570	590	620		

←左記に変更が必要です。

先行事業の基準年数値を使用する

基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
500	570	590	620	640	666

(5年目のKPI目標値は先行事業の基準年数値500×1.2×1.11=666)

(4) 事業計画期間が数年間重複する場合 (新リースの事業期間終了が早い場合)

既に計画認定された漁船リースの基準年数値に漁船リースのKPI目標倍率と新リースのKPI目標倍率を掛けたものが漁船リースの目標値となる。

(例4) 漁船リースで漁船を建造し (R元~R3)、令和4年からリース開始予定 (計画承認済) (KPI目標倍率1.2)。新リース事業で漁網を令和3年からリースする (KPI目標倍率1.15)。

(R元)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
基準年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
500	<del>520</del>	<del>540</del>	<del>560</del>	<del>580</del>	<del>600</del>
	540	570	600	650	690

承認済計画の数値

← 左記に変更が必要です。

5年目のKPI目標数値は690(500×1.2×1.15)

(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)
基準年	1年目	2年目	3年目	4年目
510	520	540	570	600

(新リースの基準年数値は直近3か年実績の平均等適切な方法により設定する。5年目目標数値は、新リース単体では  $510 \times 1.15 = 587$  であったが、先行事業の効果の影響により650とした例)

(B) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（以下「機器導入」という。）との併用

上記(A)の例によるが、併用する機器導入のKPI（基準年値、目標値、実績値）算出時の漁労収入、漁労支出の考え方が新リースと異なる点は修正して、機器導入のKPIを新リースのKPIに引き直す。

例：個人の場合、機器導入においては制度受取金等の一部について漁労収入に含めることが認められているため、その場合漁業所得にも含まれることになるが、新リースにおいては漁船リースと同様に漁労収入に含めないため漁業所得にも含まれない等。

※新リース以外の各事業内における取扱いについては、事業取扱窓口の指示に従ってください。

3. 事業評価における達成並の考え方について

(1) 新リースを他事業と併用しない場合の達成並について（2. (A) (1) のケースを含む）

新リースの事業期間中に達成状況（実績値/目標値）が100%を下回る場合にあっては、実績値/基準年漁業所得が（過去年を含め）110%を超える場合は達成並と評価されます。

(2) 漁船リースと新リースとの事業併用で新リースの事業期間が漁船リースと同じ又は新リースの事業期間の終了が漁船リースより遅い場合（「2. (A) (2)」及び「2. (A) (3)」のケース）の達成並について

新リースの事業期間中に達成状況（実績値/目標値）が100%を下回る場合にあっては、実績値/基準年漁業所得が（新リース事業期間の過去年を含め）121%（ $110\% \times 110\%$ ）を超える場合は達成並と評価されます。

機器導入と新リースとの事業併用の場合も同様としますが、上記2 (B) 記載のとおり、機器導入における基準年数値等は新リースにおける算出方法により引き直しが必要です。

(3) 漁船リース又は機器導入と新リースとの事業併用で新リースの事業期間が他事業より早く終了する場合（「2. (A) (4)」のケースを含む）の達成並について

新リースの事業期間中に達成状況（実績値/目標値）が100%を下回る場合にあっては、実績値/基準年漁業所得が（過去年を含め）110%を超える場合は達成並と評価されます。

別紙参考様式第2号（漁船の場合）

（文書番号）  
年 月 日

〇〇成長産業化審査会  
代表者 氏 名 殿

住 所 （リース事業者住所）  
法人名 （リース事業者名）  
代表者 氏 名

水産業成長産業化沿岸地域創出事業取得価格等価格審査申請書

下記により、水産業成長産業化沿岸地域創出事業を実施したいので、地域水産業成長産業化計画の審査に併せ、下記漁船の取得、改修の価格が適正であることを確認願います。

記

1. 地域委員会名 \_\_\_\_\_
2. 地域水産業成長産業化計画名 \_\_\_\_\_
3. 借受者名、所属漁協名及び決算月（決算月は法人の場合のみ）  
\_\_\_\_\_
4. 取得する漁船に関する情報（いずれかに○）  
中古船 自己所有船又は中古船を改修 新造船（船質：FRP、アルミ、鋼）
5. 漁業種類又は用途
6. 操業区域
7. 主たる根拠地
8. 主要目及び取得価格等の妥当性 別紙1（中古船を取得し、改修する場合は併せて別紙2を添付）のとおり
9. 取得等に要する費用 取得等予定額： \_\_\_\_\_ 円（税抜価格）
10. 担当者連絡先  
住 所：〒  
所属、役職、氏名：  
連絡先（TEL、mail）：  
※リース事業者の担当者を記入すること 以上

（注）当該価格審査申請書は、漁船の種類・価格毎に作成するものとする。

1. 導入する漁船の主要目等

総トン数 T		主 機 関	型式×台数	
L×B×D m			出力 kW	
魚艙 m <sup>3</sup>			回転数 min <sup>-1</sup>	
冷凍室・準備室 m <sup>3</sup>			シリンダー等 mm	
凍結能力 t×回		プロペラ 枚数×直径×ピッチ mm		
燃料タンク m <sup>3</sup>		補 機 関	型式×台数	
清水タンク m <sup>3</sup>			出力 kW	
増水機 t/day			回転数 min <sup>-1</sup>	
発電機		レーダー		
冷凍設備		DGPS		
無線通信機		サテライトコンパス		
魚群探知機		デジタル水温計		
ソナー		プロッター装置		
風向風速計		AIS		
船齢（中古船のみ）		機齢（中古船のみ）		
漁労機械				
特殊装備				
その他 （既存漁船からの移設装 備がある場合はその内容 を記載する。）				

※中古船を取得し改修する場合、該当項目に換装前の型式等を併せて括弧書きで記載すること。なお、船体の改修等、該当項目がない場合は、その内容を「その他」の項目に記載すること。併せて、写真や図面（一般配置図）がある場合は添付すること。

## 2. 取得価格の妥当性

導入する漁船が適正な規模・設備であるとする理由
(地域等における同規模、同業種の漁船等と比較や、地域水産業成長産業化計画達成のために必要な装備を設備するなど、要目の妥当性について説明して下さい。なお、AISを搭載しない場合はその理由を記載して下さい。)
導入する漁船が適正な取得価額だと判断される理由。
(同船型等の相場や漁船保険の時価評価額を比較するなど、価格の妥当性について説明して下さい。)

※上記説明を裏付ける以下の資料を添付して下さい。

- ①同地区、同船型の装備実態等に関する資料（要目表等）  
(必要に応じて地域水産業成長産業化計画達成のために必要である漁船であることの説明資料)
- ②同型船の売買状況等、直近の建造価格など価格相場に関する資料、相見積等

## 【取得価格の内訳】

※本様式は、中古船（リースバックを含む）を取得し改修する場合にのみ記載すること。

※価格欄には機器の購入価格と取り付け等工事費を2段書きで記載すること。

## 1. 船体

総トン数	価格

※取得価格と併せて建造価格を括弧書きで記載すること。  
無償譲渡の場合は、「無償譲渡」と記載すること。

## 2. 機関

## (1) ディーゼル機関

## ①主機関

型式	出力 (kW)	価格

## ②補機関

型式	出力 (kW)	価格

## (2) 船外機

型式	出力 (kW)	価格

## 3. 漁労機器

名称	型式	価格
小計		

## 4. その他の設備

## (1) 無線設備

種類	型式	価格
小計		

## (2) 魚群探知機、ソナー

型式	価格
小計	

(3) その他

型式	価格
小計	

5. 下取り予定価格

※中古船を取得し改修する場合において、被代替機器等の下取を計画している場合は、機器名と下取価格（予定額）を記載すること。

機器名	下取価格

価格合計	
------	--

※価格合計が取得等予定額と一致するように記入すること



## 1. 導入する漁網の主要目等

## (1) 漁網

## 漁網の名称

(水産関係民間団体事業実施要領の運用について第3の2-8の(4)の対象経費欄に記載している定置網等を記載して下さい。また、記載した漁網の一部であるときは( )内に当該部分の名称を記載して下さい。)

## 漁網の仕様

(地域の実情に応じて記載して下さい。また、地域水産業成長産業化計画達成(資源管理・漁場改善)のために必要な網目等については記載して下さい。)

## (2) 取得価格の妥当性

## 導入する漁網が適正な規模・設備であるとする理由

(地域等における同業種の漁網との比較や、地域水産業成長産業化計画達成(資源管理・漁場改善)のために必要なものであるなど、要目の妥当性について説明して下さい。)

## 導入する漁網が適正な取得価額だと判断される理由。

(同種の漁網の相場や漁具共済の時価評価額を比較するなど、価格の妥当性について説明して下さい。)

※上記説明を裏付ける以下の資料を添付して下さい。

①同地区の漁網の規模等に関する資料(要目表等)。適宜、展開図を添付。

(必要に応じて地域水産業成長産業化計画達成のために必要であることの説明資料)

②同種の漁網の売買状況等、直近の漁網価格など価格相場に関する資料、相見積等

〇〇成長産業化審査会  
代表者 氏 名 殿

住 所 （リース事業者住所）  
法人名 （リース事業者名）  
代表者 氏 名

水産業成長産業化沿岸地域創出事業取得価格審査申請書

下記により、水産業成長産業化沿岸地域創出事業を実施したいので、地域水産業成長産業化計画の審査に併せ、下記漁具等の取得の価格が適正であることを確認願います。

記

1. 地域委員会名 \_\_\_\_\_
2. 地域水産業成長産業化計画名 \_\_\_\_\_
3. 借受者名、所属漁協名及び決算月（決算月は法人の場合のみ）  
\_\_\_\_\_
4. 漁業種類又は用途
5. 搭載漁船名（漁船登録番号・船名）又は設置区域若しくは設置場所（住所）  
（注）設置区域は、〇〇地先、〇〇漁業権内と記載すること。
6. 主要目及び取得価格の妥当性 別紙様式4のとおり
7. 取得に要する費用 取得予定額： \_\_\_\_\_ 円（税抜価格）
8. 担当者連絡先  
住 所：〒  
所属、役職、氏名：  
連絡先（TEL、mail）：  
※リース事業者の担当者を記入すること \_\_\_\_\_ 以上

（注）当該価格審査申請書は、漁具等の種類・価格等毎に作成するものとする。

## 1. 導入する漁具等の主要目等

## (1) 漁具等

<b>漁具等の名称</b>
(水産関係民間団体事業実施要領の運用について第3の2-8の(4)の対象経費欄に記載している船上クレーン等を記載して下さい。)
<b>漁具等の仕様</b>
(漁具等の型式、能力等を適宜記載して下さい。)

## (2) 取得価格の妥当性

<b>導入する漁具等が適正な規模・設備であるとする理由</b>
(地域等における同業種の漁具等との比較や、地域水産業成長産業化計画達成のために必要な装備を設備するなど、要目の妥当性について説明して下さい。)
<b>導入する漁具等が適正な取得価額だと判断される理由。</b>
(同種の漁具等の相場を比較するなど、価格の妥当性について説明して下さい。)

※上記説明を裏付ける以下の資料を添付して下さい。

- ①同地区の漁具等の規模、装備実態等に関する資料(要目表等)  
(必要に応じて地域水産業成長産業化計画達成のために必要である漁具等であることの説明資料)
- ②同種の漁具等の売買状況等、直近の漁具等価格など価格相場に関する資料、相見積等